

目 次

	項 目
手 引 一 国内段階	
第 1 章 PCT出願人の手引国内段階の利用方法	1.001～1.006
第 2 章 国内段階への移行（概要）	2.001～2.006
第 3 章 国内段階へ移行する期間	3.001～3.004
概 要	3.001～3.003
国内段階の早期開始の請求	3.004
第 4 章 国内段階へ移行するためにすべき手続	4.001～4.032
概 要	4.001～4.004
国内手数料	4.005～4.007
国際出願の翻訳文	4.008～4.026
国際出願の写し	4.027～4.028
特定の種類の保護の選択	4.029
発明者の表示	4.030～4.031
国内様式の使用	4.032
第 5 章 国内段階に関連して満たされなければならない特別の要件	5.001～5.010
概 要	5.001～5.002
発明者の宣誓書、譲渡証等	5.003～5.005
代 理	5.006～5.008
優先権書類の写し及びその翻訳文	5.009～5.010
第 6 章 国内段階に関するその他の事項	6.001～6.033
特許性の実体的な条件	6.001
翻訳文の補充	6.002～6.003
優先権の回復	6.004～6.011
欠落要素又は欠落部分の引用による補充	6.012
国内段階のための国際出願の補正	6.013～6.017
国際段階における決定の国内段階における検査	6.018～6.021
期間遵守の遅滞の許容	6.022～6.027
受理官庁又は国際事務局による誤りの訂正	6.028～6.029
国内段階における手続	6.030
指定官庁に対する通信及び手数料の支払	6.031
生物材料の寄託	6.032
ヌクレオチド又はアミノ酸の配列リストの提出	6.033
早期審査請求	6.034

国内編